

# 第 11 次国東市交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

交通事故のない安全で安心して

暮らせる国東市を目指して

～優しいマナーと思いやりの運転県おおいた～

国東市交通安全対策会議

# ま え が き

我が国では、昭和 20 年代後半から昭和 40 年代半ば頃まで、車社会化の急速な進展とともに、全国的に交通事故の死傷者数が著しく増加し、交通安全の確保は大きな社会問題となった。交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年に交通安全対策基本法が制定された。

これに基づき、国においては交通安全基本計画を、また、本市においては交通安全計画を作成し、市及び関係機関・団体が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

しかしながら、交通環境の著しい変化や高齢化の進行などにともない、高齢者の交通死亡事故が多発するなど、今や事故そのものを減少させることが求められている。

言うまでもなく、交通事故の防止は、市及び関係機関・団体はもちろん、市民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、「**交通事故のない、安全で安心して暮らせる国東市**」を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この第 11 次国東市交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から同 7 年度までの 5 年間に、講ずべき交通安全に関する施策の大綱と数値目標を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、市及び関係機関においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

# 目 次

まえがき	
第11次大分県交通安全計画の概要	1
第1部 道路交通の安全	6
第1章 道路交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）	7
1 道路交通事故のない社会を目指して	7
2 歩行者の安全確保	7
3 地域の実情を踏まえた施策の推進	7
4 役割分担と連携強化	7
5 交通事故被害者等の参加・協働	7
第2章 道路交通の安全についての目標	9
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	9
1 道路交通事故の現状	9
2 道路交通事故の見通し	10
第2節 交通安全計画における目標	10
第3章 道路交通の安全についての対策	11
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	11
<重視すべき視点>	11
1 高齢者及び子供の安全確保	11
2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	12
3 生活道路における安全確保	13
4 地域が一体となった交通安全対策の推進	14
第2節 講じようとする施策	15
1 道路交通環境の整備	15
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	15
ア 生活道路における交通安全対策の推進	
イ 通学路等における交通安全の確保	
ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	16
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	
イ 事故危険箇所対策の推進	
ウ 幹線道路における交通規制	
エ 重大事故の再発防止	
オ 適切に機能分担された道路網の整備	
カ 道路の改築等による交通事故対策の推進	

キ	交通安全施設等の高度化	
(3)	交通安全施設等の整備事業の推進	18
ア	交通安全施設等の戦略的維持管理	
イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
ウ	幹線道路対策の推進	
エ	交通円滑化対策の推進	
(4)	高齢者等の移動手段の確保・充実	19
(5)	歩行空間のユニバーサルデザイン化	19
(6)	自転車利用環境の総合的整備	19
(7)	交通需要マネジメントの推進	20
ア	公共交通機関利用の促進	
イ	貨物自動車利用の効率化	
(8)	災害に備えた道路交通環境の整備	20
ア	災害に備えた道路の整備	
イ	災害に強い交通安全施設等の整備	
ウ	災害発生時における情報提供の充実	
(9)	総合的な駐車対策の推進	21
(10)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	21
ア	道路の使用及び占用の適正化等	
イ	休憩施設等の整備の推進	
ウ	子供の遊び場等の確保	
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	
オ	地域に応じた安全の確保	
2	交通安全思想の普及徹底	23
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	24
ア	幼児に対する交通安全教育の推進	
イ	小学生に対する交通安全教育の推進	
ウ	中学生に対する交通安全教育の推進	
エ	高校生に対する交通安全教育の推進	
オ	成人に対する交通安全教育の推進	
カ	高齢者に対する交通安全教育の推進	
キ	障がい者に対する交通安全教育の推進	
ク	外国人に対する交通安全教育の推進	
(2)	効果的な交通安全教育の推進	29
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	29
ア	交通安全運動の推進	
イ	横断歩道でのマナーアップの推進 ～ 横断歩道は歩行者優先	
ウ	自転車の安全利用の推進	
エ	後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用	

	の徹底	
	オ チャイルドシートの正しい使用の徹底	
	カ 反射材用品等の普及促進	
	キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育、広報啓発活動等の推進	
	ク 効果的な広報の実施	
	ケ その他の普及啓発活動の推進	
	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	34
	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	35
3	安全運転の確保	35
	(1) 運転者教育等の充実	36
	(2) 道路交通に関する情報の充実	36
4	車両の安全性の確保	36
	(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	37
	(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進	37
	ア 自動運転車に係る安全基準の策定	
	イ 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進	
	ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進	
	エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用	
	オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進	
	(3) 自動車の検査及び点検整備の充実	38
	ア 自動車の検査の充実	
	イ 型式指定制度の充実	
	ウ 自動車点検整備の充実	
	(4) リコール制度の充実・強化	39
	(5) 自転車の安全性の確保	39
5	道路交通秩序の維持	40
6	救助・救急活動の充実	40
	(1) 救助・救急体制の整備	53
	ア 救助体制の整備・拡充	
	イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	
	ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	
	エ 救急救命士の養成・配置等の促進	
	オ 救助・救急資機材等の装備の充実	
	カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
	キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	
	(2) 救急医療体制の整備	42

ア	救急医療機関等の整備	
イ	ドクターヘリ事業の推進	
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	42
7	被害者支援の充実と推進	42
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	43
ア	自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進	
イ	政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用	
ウ	無保険（無共済）車両対策の徹底	
エ	任意の自動車保険（自動車共済）の充実等	
(2)	損害賠償の請求についての援助等	43
ア	交通事故相談活動の推進	
イ	損害賠償請求の援助活動等の強化	
(3)	交通事故被害者等支援の充実強化	44
ア	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	
イ	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	